

令和元年9月27日

各位

高鍋信用金庫

### 「後見制度支援預金」の取扱開始について

宮崎県内の4信用金庫（宮崎都城・延岡・高鍋・南郷）では、令和元年10月1日（火）より、後見制度（成年後見制度と未成年後見制度）を利用される方を対象とした「後見制度支援預金」の取扱いを開始いたしますのでお知らせします。

後見制度支援預金は、後見制度による支援を受ける方（被後見人さま）の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭とは別に、通常使用しない金銭を別管理できる預金です。この預金は、家庭裁判所の発行する「指示書」がなければ、口座開設ならびにお支払い、ご入金、解約など口座についてのすべてのお取引を行うことはできません。家庭裁判所の関与があることより、被後見人さまの財産について透明性の高い適切な管理ができるため、後見人さまの財産保護・管理にかかる不測のトラブル等を防止します。

ご不明な点などございましたら、お近くの営業店窓口までおたずねください。

後見制度支援預金商品概要書

預金種類	普通預金 または 普通預金無利息型（決済用預金）	
販売対象	個人のうち、家庭裁判所が「指示書」を交付した方	
期 間	期間の定めはございません。	
預入	預入方法	随時預入可能ですが、家庭裁判所の「指示書」の提出が必要になります。
	預入金額	1円以上
	預入単位	1円単位
払戻方法	随時払戻可能ですが、家庭裁判所の「指示書」の提出が必要になります。	
	<p>①出金 入院費等の一時的な支出が発生した場合等において、家庭裁判所が必要と認めた際に交付されます。</p> <p>②定額自動送金 自動振込等により、指定された間隔で指定金額を定期的に後見制度支援預金から成年後見人が別途管理する生活口座等へ振替える必要があると家庭裁判所が認めた際に交付されます。</p>	
利息	適用金利	変動金利（毎日の普通預金の店頭表示利率を適用します。） ※普通預金無利息型（決済用預金）をご利用の場合お利息は付きません。
	利払方法	毎年3月と9月の当金庫所定の日に利払いします。
	計算方法	毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算を行います。
税 金	<p>利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。</p> <p>なお、マル優の利用はできません。</p> <p>※2037年12月31までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。</p>	
手 数 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 管理手数料・解約手数料はかかりません。</li> <li>▶ 通帳の再発行時には所定の再発行手数料がかかります。</li> <li>▶ 定額送金をする場合は、振込の都度、所定の振込手数料がかかります。</li> <li>▶ 出金および解約金を振込む場合は、所定の振込手数料がかかります。</li> </ul>	
付加可能特約事項	「指示書」の指示内容による取扱いのみとなります。	
預金保険制度	預金保険制度の対象商品です。	
その他参考事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 本商品は、成年後見人、未成年後見人のみ取扱いできるものとし、選任、登記されている書類が必要です。保佐人、補助人、任意後見人ではお取扱いできません。</li> <li>▶ 「指示書」の交付申請は、成年被後見人・未成年被後見人の住所地を管轄する家庭裁判所に行ってください。</li> <li>▶ 公共料金等の自動支払および給与、年金、その他振込、配当金、公社債元利金等の自動受取り、インターネットバンキング、テレホンバンキングのご契約はできません。</li> <li>▶ 本預金は口座開設店のみお取扱いいたします。</li> <li>▶ 総合口座のお取扱いはできません。</li> <li>▶ キャッシュカードは発行できません。</li> <li>▶ A T Mでの利用はできません。（窓口でのお取扱いに限定します）</li> <li>▶ 現金でのお支払いはできません。（管理口座への振替となります）</li> </ul>	